奈良県告示第二百七十六号

害警戒区域を次のとおり指定する。 第五十七号)第六条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

五條市西吉野町北曽木(〇〇二)地	すべり警戒区域五條市西吉野町北曽木(○○一)地	べり警戒区域	べの警戒区域 「○○三)地ず	べの警戒区域 「○○□)地や	工條市西吉野町神野(○○一)地す	区域の名称
次の平面図のと	おりがの平面図のと	おり、次の平面図のと	おり、次の平面図のと	おり、次の平面図のと	おりがの平面図のと	区域
奈良県五條土木事務所	理課 受び五條市役所危機管 奈良県五條土木事務所	理課 一 で で で で の で の で の で の で の で の で の で の の	理課 一 で で で で で の で の で の で の で の で の の	理課 及び五條市役所危機管 奈良県五條土木事務所	理課 一 で で で で で の で の で の で の で の で の の	縦覧場所

	1	1		1			T
すべり警戒区域 五條市西吉野町大日川 (○○三) 地	すべり警戒区域 五條市西吉野町大日川(〇〇二)地	すべり警戒区域 五條市西吉野町大日川(○○一)地	すべり警戒区域 五條市西吉野町屋那瀬(○○一)地	べり警戒区域 五條市西吉野町和田(○○三)地す	べり警戒区域 五條市西吉野町和田(○○二)地す	べり警戒区域 五條市西吉野町和田(○○一)地す	すべり警戒区域
次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	おり
理課 及び五條市役所危機管 奈良県五條土木事務所	理課 要は、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	理課の方式の表別の表別の表別のでは、現代の主義を表別のである。 おいま おいま おいま おいま おいま おいま おいま おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	理課及び五條市役所危機管系良県五條土木事務所	理課の方式の表別の表別の表別のでは、現代の主義を表別のである。 おいい おいい おいい おいい おいい おいい かい おいい かい か	理課 一段の対対では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	理課 受び五條市役所危機管 を良県五條土木事務所	理課 理課 及び五條市役所危機管

五條市大塔町中原	り警戒区域	工條市西吉野町	工條市西吉野町阪巻	工條市西吉野町西野	工條市西吉野町	工條市西吉野町黒渕	工條市西吉野町黒渕
	中原	川 岸			川 股		
(〇〇二) 地すべ	(〇〇一) 地すべ	(○○一) 地す	(〇〇一)地す	(○○一) 地す	(○○一) 地す	(〇〇二) 地す	(○○一) 地す
次の平面図のと	おり 次の平面図のと	おり、次の平面図のと	おりでの平面図のと	おりで面図のと	おり、次の平面図のと	おり、次の平面図のと	がの平面図のと
奈良県五條土木事務所	理課 要課 の で の で の の で の の の の の の	理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所

理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	おり次の平面図のと	り警戒区域五條市大塔町阪本(○○三)地すべ
理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	おり	り警戒区域五條市大塔町阪本(○○二)地すべ
理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	おり次の平面図のと	り警戒区域 五條市大塔町阪本(〇〇一)地すべ
理課及び五條市役所危機管奈良県五條土木事務所	おり次の平面図のと	り警戒区域五條市大塔町中原(○○三)地すべ
理課及び五條市役所危機管	おり	り警戒区域

場所に備え置いて一般の縦覧に供する。 「次の平面図」は省略し、 その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧